

中部高知県人会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は「中部高知県人会」と称し、事務局を高知県名古屋事務所（所在地：名古屋市中区栄4-16-36久屋中日ビル4F）に置く。

(会員)

第2条 本会の会員は正会員及び賛助会員とする。

- 2 正会員は高知県出身者及び高知県の縁故者とする。
- 3 賛助会員は本会の趣旨に賛同する法人とする。

(目的)

第3条 本会は会員の親睦を図り、相互に協力して福利の増進を努めるとともに、あわせて郷土の発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するための次の事業を行う。

- 一 懇親親睦会の開催 年1回以上
- 二 会報の発行
- 三 その他第3条の目的達成のために必要と認められる事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

名誉顧問 若干名、顧問 若干名、会長 1名、副会長 若干名、理事 若干名、会計監事 若干名、幹事長 1名、副幹事長 若干名、事務局長（兼理事） 1名

(役員の選出)

第6条 役員の選出は次のとおりとする。

- 一 会長は総会において選出する。
- 二 名誉顧問、顧問、副会長、理事、会計監事、幹事長、副幹事長は会長が指名する。
- 三 事務局長は、高知県名古屋事務所長に会長が委嘱する。

(役員の任務)

第7条 役員の職務は次のとおりとする。

- 一 名誉顧問及び顧問は、会長の諮問に応じて本会の運営について意見、助言をする。
- 二 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 三 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。
- 四 理事は会長を補佐し、本会の行う事業及び総会に提出する議案を審議決定し、決定した事業の執行及び総会等の開催準備、実行に当たる。
- 五 会計監事は、本会の会計を監査する。
- 六 幹事長は、理事の行う事務を統括する。
- 七 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは幹事長の職務を代理する。
- 八 事務局長は、本会の事務を統括する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(青年の部)

第9条 本会に青年部（正式名称は、「中部高知県人会青年部」という。）を置く。

2 青年部の組織運営については、部会が定める運営要領による。

(名誉会員)

第10条 本会に名誉会員を置くことができる。

2 名誉会員に関し必要な事項は、別に定める。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が召集する。

2 総会は、定期総会と臨時総会とする。定期総会は年1回、臨時総会は役員会において必要と認められたときに開催する。

3 役員会は、必要に応じて適宜開催する。

(財務)

第12条 本会の経費は会費、寄付金、協力金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は正会員から徴収するものとし、年額次のとおりとする。

一 会長	10,000 円
二 名誉顧問、顧問、副会長	5,000 円
三 その他の役員	3,000 円
四 役員以外の正会員	2,000 円

3 懇親会等の諸事業に際しては、その都度役員会の定める額の特別会費を徴収するものとする。

(事業年度及び会計年度)

第13条 本会の年度は1月1日に始まり12月31日に終わる。

(入退会)

第14条 入会希望者は申込書に必要事項を明記し、申し込むものとする。

2 退会希望者は届出書に必要事項を明記し、届け出るものとする。

3 会費を引き続き2年以上払わなかった場合は、退会したものとみなす。

(会則の改正)

第15条 会則の改正は、総会において出席した正会員の過半数の議決による。

附 則

1 本会則は平成3年1月26日から施行し、平成3年1月1日から適用する。

附 則（平成10年1月31日総会）

2 本会則は平成10年1月31日から施行し、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成12年1月29日総会）

3 本会則は平成12年1月29日から施行し、平成12年1月1日から適用する。

附 則（平成 14 年 1 月 26 日総会）

4 本会則は平成 14 年 1 月 26 日から施行し、平成 14 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 1 月 23 日総会）

5 本会則は平成 22 年 1 月 23 日から施行し、平成 22 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 1 月 28 日総会）

6 本会則は平成 24 年 1 月 28 日から施行し、平成 24 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 1 月 26 日総会）

7 本会則は平成 25 年 1 月 26 日から施行し、平成 25 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 1 月 25 日総会）

8 本会則は平成 26 年 1 月 25 日から施行し、平成 26 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 1 月 19 日総会）

9 本会則は平成 31 年 1 月 19 日から施行し、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。